

韓国の改正個人情報保護法

(2024年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金・張法律事務所）に作成委託し、2024年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金・張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金・張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 概観.....	1
II. 個人情報保護法の適用範囲	1
1. 「個人情報」の定義および種類	1
2. 個人情報保護法の受範者	1
3. 個人情報保護法の域外適用.....	2
III. 個人情報処理者の義務	2
1. 個人情報の収集／利用の法的根拠.....	2
2. 必要最小限の個人情報の収集.....	3
3. 個人情報の第三者提供および委託.....	3
4. 個人情報の国外移転.....	3
5. 個人情報処理方針の策定、公開	4
6. 個人情報流出の通知、申告.....	4
IV. 情報主体の権利	5
V. その他改正により変更された主な事項	5
1. 課徴金の賦課基準の変更	5
2. 刑罰中心の制裁から経済制裁への転換	5
VI. 結論.....	5

韓国の改正個人情報保護法

I. 概観

韓国で個人情報を最も一般的に規律する法は「個人情報保護法」であり、同法が 2023 年 9 月 15 日に全面改正された。以下では、個人情報保護法についての概括的な説明および今回の改正でどのような変化が生じたかについて概括的に説明する。

II. 個人情報保護法の適用範囲

1. 「個人情報」の定義および種類

個人情報保護法上の「個人情報」は、生存する個人に関する情報として、氏名、住民登録番号および映像等を通じてそれ自体で個人を識別できる情報だけでなく、当該情報だけでは特定の個人を識別することができなくても、ほかの情報と容易に結合して識別することのできる情報も含む。すなわち、個人情報保護法が適用される「個人情報」の範囲はかなり広いものとなる。

一方、個人情報の中でも、(1)思想／信念、労働組合／政党の加入／脱退、政治的見解、健康、性生活に関する情報等は「センシティブ情報」に該当し、(2)住民登録番号、パスポート番号、運転免許番号、外国人登録番号は「固有識別情報」に該当し、一般の個人情報よりも手厚く保護されるが、これについては詳しく後述する。

2. 個人情報保護法の受範者

個人情報保護法は基本的に「個人情報処理者」を受範者とする。「個人情報処理者」とは、業務を目的に個人情報ファイルを運用するために自らまたは他人を通じて個人情報を処理する公共機関、法人、団体および個人等を指す。つまり、業務を目的として韓国の情報主体の個人情報を体系的に処理（収集、保存、利用、提供等）する場合、いずれも韓国法上の個人情報処理者に該当する。

法改正前は、情報通信サービスを提供する事業者の場合、特例規定が適用されていた。しかし、改正法の下では、上記の特例規定がすべて削除され、提供する製品／サービスの類型を問わず、個人情報処理者でさえあれば同一の規定が適用される。

3. 個人情報保護法の域外適用

個人情報保護法は域外適用条項を明示的に設けていないが、裁判所と規制機関は、外国事業者が韓国国籍の情報主体の個人情報を処理する場合には、原則として個人情報保護法の適用対象であると解釈してきている。実際にGoogle、Meta Platformsなどの海外事業者を対象に個人情報保護法に基づく活発な法執行に踏み切った先例がある。

III. 個人情報処理者の義務

個人情報処理者に該当する場合、個人情報保護法上のほとんどの規定が適用される。従って、関連義務をすべて列挙することは困難であるが、よく問題となる事項は以下のとおりである。

1. 個人情報の収集／利用の法的根拠

個人情報を収集して利用するためには、法的根拠を備える必要がある。実務上、事業者が最も多く依存する法的根拠は「情報主体の同意」である。情報主体から収集／利用に対する同意を得るためには、(1)個人情報の収集／利用目的、(2)収集しようとする個人情報の項目、(3)個人情報の保有および利用期間、(4)同意拒否権および同意拒否による不利益、を知らせた状態で同意を得なければならない。また、改正法の施行令は、(1)情報主体が自由な意思により同意の有無を決定することができること、(2)同意を得ようとする内容が具体的かつ明確であること、(3)その内容を簡単に読み、理解することができる文言を使用すること、(4)同意の有無を明確に表示できる方法を情報主体に提供すること、といった要件を追加した。

その他にも、個人情報保護法には、(1)法令上の義務を履行するための場合、(2)契約上の必要による場合、(3)個人情報処理者の正当な利益のための場合など、情報主体の同意がなくても個人情報を収集／利用できる法的根拠が規定されている。なお、以前は上記の「契約上の必要による場合」について、「情報主体との契約の締結および履行のためにやむを得ず必要な場合」と規定していたが、改正法の下では、「情報主体と締結した契約を履行し、または契約を締結する過程で、情報主体の要請に応じた措置を履行するために必要な場合」へと文言が変更され、その要件が多少緩和されたものと解釈される。

一方、センシティブ情報と固有識別情報の場合、(1)情報主体から別途の同意を得た場合や(2)法令でセンシティブ情報／固有識別情報の処理を要求／許容する場合以外は、これを処理することができないため、留意する必要がある。特に、住民登録番号の場合には、たとえ情報主体の同意があってもこれを処理することはできず、法律で具体的に住民

登録番号の処理を要求／許容した場合など、非常に例外的な場合にのみ処理することができる。このため、実務上、ほとんどの事業者は住民登録番号の一部をマスキングして収集したり、収集／利用自体しないようにしている。

14才未満の児童の個人情報の場合、特に手厚く保護されている。児童の個人情報を処理するには、その法定代理人から同意を得なければならず、法定代理人の同意の有無を確認する手続きを経る必要がある。

2. 必要最小限の個人情報の収集

個人情報処理者は目的に必要な最小限の個人情報のみを収集しなければならず、情報主体が必要最小限の情報以外の個人情報の収集に同意しないという理由で、情報主体に財貨またはサービスの提供を拒否してはならない。

3. 個人情報の第三者提供および委託

個人情報保護法上、個人情報を第三者に移転する場合としては、(1)個人情報の第三者提供と(2)個人情報の処理委託がある。個人情報を移転する目的と利益が誰のためのものであるかにより、上記の(1)、(2)に区分される。第三者の独自の目的と利益のために個人情報を移転する場合であれば、これは「第三者提供」に該当し、反対に個人情報を移転する者の目的と利益のために個人情報を移転する場合であれば、これは「処理委託」に該当する。

個人情報の第三者提供の場合、これについて情報主体から別途の同意を得る必要があるのに対し、個人情報の処理委託の場合は同意を得る必要はなく、個人情報処理方針に(1)受託者の名称および(2)委託業務の内容を公開することで足りるという点で、区別の実益がある。

4. 個人情報の国外移転

改正法は、個人情報の国外移転（国外に提供、処理委託、保管する場合を含む）を原則禁止している。ただし、国外移転が許容される例外事由が法に規定されており、改正前は原則として情報主体の同意を得るようにしていたのに対し、改正法は例外事由を拡大し、(1)情報主体から国外移転に関する別途の同意を得た場合、(2)情報主体との契約の締結／履行のために国外に「処理委託／保管」が必要な場合で、国外移転に関する事項を個人情報処理方針に開示した場合、(3)法律、条約、国際協定等に個人情報の国外移転に関する特別な規定がある場合、(4)個人情報の移転を受ける者が個人情報保護認証等を取得し、安全措置および情報主体の権利保障に必要な措置等をすべて行った場合、(5)個人情報

保護法による個人情報保護の水準と実質的に同等の水準を備えていると個人情報保護委員会が認めた場合に国外移転を許容している。実務上、(1)と(2)の事由が多く使用されている。なお、(2)の事由は、国外に「第三者提供」する場合には適用されず、もっぱら国外に「処理委託」または「保管」する場合にのみ適用されることに留意する必要がある。

5. 個人情報処理方針の策定、公開

個人情報処理者は、処理する個人情報の項目、個人情報の処理目的、個人情報の処理および保有期間等、個人情報保護法30条1項各号の事項がすべて含まれた個人情報処理方針を策定し、ホームページなどに公開しなければならない。個人情報保護委員会は、個人情報処理方針の作成方法についてガイドラインを提供しているため、各事業者はガイドラインを参考にして実務を反映した個人情報処理方針を策定する必要がある。

一方、改正法は、個人情報保護委員会が事業者の個人情報処理方針について、(1)法に基づき含めるべき事項を適正に含んでいるか、(2)わかりやすく作成したか、(3)情報主体が容易に確認できる方法で公開しているか、を評価し、必要に応じて「改善勧告」ができるように法的根拠を設けている。評価対象事業者は、売上高の規模、処理する個人情報の種類および規模、法違反行為の有無などを考慮して選定される。

6. 個人情報流出の通知、申告

韓国人の個人情報が流出した場合、個人情報処理者は流出の事実を通知／申告する義務があるが、改正前は一般の個人情報処理者と情報通信サービス提供者を区分して通知／申告要件を規定していたのに対し、改正法はこれを一元化し、以下のように同一の要件を適用している。

個人情報処理者は、流出の事実を知った時は、遅滞なく当該情報主体に(1)流出した個人情報の項目、(2)流出時点およびその経緯、(3)流出により発生し得る被害を最小化するために情報主体が取ることのできる措置、(4)個人情報処理者の対応措置および被害救済手続き、(5)情報主体に被害が発生した場合に申告などの受け付けが可能な担当部署および連絡先を通知しなければならない。

万一、1,000人以上の情報主体の個人情報が流出したり、センシティブ情報または固有識別情報が流出した場合、または外部からの不法なアクセスにより個人情報が流出した場合には、流出の事実を知った時から72時間以内に個人情報保護委員会または韓国インターネット振興院に申告しなければならない。

IV. 情報主体の権利

個人情報保護法は、情報主体の個人情報自己決定権を実質的に保障するためにさまざまな権利を保障している。情報主体は、個人情報処理者に自身の個人情報に対する閲覧や訂正／削除を要求することができ、個人情報処理の停止を求めたり、個人情報処理に対する同意を撤回することができる権利がある。

特に、今回の改正により、2024年3月15日からは情報主体に個人情報伝送要求権、自動化された決定に対する説明要求権／拒否権／異議申立権等が追加で付与されるという点に留意する必要がある。

V. その他改正により変更された主な事項

1. 課徴金の賦課基準の変更

これまで情報通信サービス提供者にのみ課徴金の賦課に関する根拠規定があったが、今回の改正により、その対象が個人情報処理者全般へと拡大された。課徴金の算定基準も「違反行為に関連する売上高の3%以下」から「全体売上高の3%以下」に拡大された。ただ、改正法の下でも、違反行為に関連のない売上高は除外することができ、ただし、今は違反行為とは無関係であるという点は個人情報処理者が立証しなければならないものと解釈される。

2. 刑罰中心の制裁から経済制裁への転換

既存の刑事処罰条項が大幅に縮小された。代表的なものとして、情報主体の同意なしに個人情報を収集／利用した場合、個人情報を破棄しなかった場合、安全措置義務に違反した場合で、個人情報を流出させられた場合は刑事処罰が可能であったが、改正法では刑事処罰の根拠条項が削除された。

VI. 結論

韓国の個人情報保護法は、世界的な基準からみても個人情報保護の程度がかなり高い方に属し、規制機関である個人情報保護委員会も法に基づき積極的な執行を行う傾向がある。従って、韓国で事業を営むためには、本稿で説明した概括的な事項以外にも、細部的に遵守すべき法令上の義務事項に何があるか綿密に確認する必要がある。